

香川県報



第 54 号

平成 16 年

7 月 9 日（金曜日）

目次

告 示

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請
（環境管理課） 一
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅
（水産課） 二
- 道路の区域変更（二件）
（道路保全課） 三
- 公有水面埋立工事の竣功認可（二件）
（港湾課） 四
- 道路の位置指定
（建築課） 五

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
（県民参画課） 六
- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告
（経営支援課） 六
- 地籍調査の成果の認証
（農政課） 六
- 土地改良事業の認可
（土地改良課） 六
- 土地改良区の定款の変更の認可
（ ） 六
- 土地改良区の役員の就任の届出
（ ） 六
- 土地改良事業に係る異種目換地の指定
（ ） 七

告 示

●香川県告示第四百八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市林田町4285番地323

サンヨーフーズ株式会社 代表取締役 宮池計彦

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市林田町4285番地323

サンヨーフーズ株式会社

(3) 変更しようとする事項の内容

特定施設である湯煮施設の使用の方法を変更することにより、排出水の量が増加するため、汚水等処理施設を増設しようとするものである。

(4) 特定施設に関する事項

種 類	種 類	種 類	種 類
めん類製造業の用に供する湯煮施設	めん類製造業の用に供する湯煮施設	めん類製造業の用に供する湯煮施設	めん類製造業の用に供する湯煮施設
シリンダー駆動方式ボイル槽 3,000玉/時 2基	シリンダー駆動方式ボイル槽 3,000玉/時 2基	シリンダー駆動方式ボイル槽 3,000玉/時 2基	シリンダー駆動方式ボイル槽 3,000玉/時 2基
既設	既設	既設	既設
工事着手予定年月日	工事着手予定年月日	工事着手予定年月日	工事着手予定年月日
既設	既設	既設	既設
工事完成予定年月日	工事完成予定年月日	工事完成予定年月日	工事完成予定年月日
既設	既設	既設	既設
使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始予定年月日
許可後	許可後	許可後	許可後
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	通常期（1～10月）：（変更前5時間）9時間 繁忙期（11～12月）：（変更前10時間）13時間	通常期（1～10月）：（変更前5時間）9時間 繁忙期（11～12月）：（変更前10時間）13時間	通常期（1～10月）：（変更前5時間）9時間 繁忙期（11～12月）：（変更前10時間）13時間
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	水素イオン濃度	水素イオン濃度
4～6	4～6	4～6	4～6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)
4,500	4,500	4,500	4,500
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)
5,000	5,000	5,000	5,000
常	常	常	常
4～6	4～6	4～6	4～6
最	最	最	最
4～6	4～6	4～6	4～6
大	大	大	大
4～6	4～6	4～6	4～6
6,000	6,000	6,000	6,000
7,000	7,000	7,000	7,000

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	2,000	2,500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	80	100
	りん含有量 (mg/ℓ)	15	20
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	2基計	(変更前12) 18	(変更前16) 24

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排水処理施設	処 理 前	処 理 後
能 力	(変更前105 m ³ /日) 155 m ³ /日	通 常	最 大
汚 水 等 の 処 理 方 式	凝集剤添加・膜分離活性汚泥方式	通 常	最 大
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可日	通 常	最 大
工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後2月	通 常	最 大
等 使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	通 常	最 大
使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 使 用 時 間 の 使 用 時 間	連続24時間	通 常	最 大
処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	4～6	4～6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	(変更前3,000) 1,800	(変更前3,600) 2,200
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	(変更前3,000) 1,500	(変更前3,600) 1,800
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	(変更前800) 600	(変更前1,000) 800
	窒素含有量 (mg/ℓ)	50	60
	りん含有量 (mg/ℓ)	8	10
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	変更前	53	105	53	105
	変更後	78	155	78	155

(6) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項 目	変 更	前	変 更	後
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30	20	30
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	20	30	20	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	30	40	30	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	4	6	4	6
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	3,000	1,000	3,000
	排出水の量 (m ³ /日)	53	105	78	155

2 総覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成16年7月9日から
平成16年7月30日まで

- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
坂出市環境経済部環境交通課

●香川県告示第四百八十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、香西加入区について、平成十二年香川県告示第四百八十八号による保険に付すべき義務は、平成十六年七月六日限り消滅したので告示する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年七月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 三木綾南線（十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
木田郡三木町大字氷上字寺ノ前二 八六七番四地先から	八・二	二五・〇	八・二 ） 二五・〇	七九八	道路改修に 伴う現道拡 幅
	二五・〇	四九・〇			
木田郡三木町大字氷上字ツフロ木 二五一五番地先まで	七九八	七九八	） 四九・〇	七九八	

●香川県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年七月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 小菟前田東線（四十二号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
木田郡三木町大字氷上字ツフロ木 二五八一番一地先から	一〇・五	一〇・五	一〇・五 ） 一〇・八	八九	道路改修に 伴う現道拡 幅
	一〇・八	一〇・八			
木田郡三木町大字氷上字ツフロ木 二五七二番二地先まで	八九	八九	） 一〇・八	八九	
木田郡三木町大字氷上字ツフロ木 二五六一番一地先から	一〇・五	一〇・五	一〇・五 ） 一五・〇	一一九	
木田郡三木町大字氷上字ツフロ木 二五五三番二地先まで	一五・五	一五・〇			

●香川県告示第四百九十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、内海町建設農林水産課において平成十六年七月九日から十年間縦覧に供する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 竣功認可年月日
- 平成十六年七月一日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋武紀

三 埋立区域

1 位置

小豆郡内海町西村字流甲一四六六番一から字平山甲一五三〇番一を経て字上原甲一六七九番一に至る間に隣接する無番地及び字平山甲一五三一番一地先公有水面

2 区域

(一) 一工区

次の各地点のうち①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び⑨の地点と①の地点とを結ぶ平成十年の秋分の満潮位(D・L・十一・九三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 三等三角点 馬立(北緯三四度二七分二二・九八九秒、東経一三四度一七分四八・三二一秒。以下「基点」という。)から三四度三九分一
- 九秒 一、九一九・三四メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から二八三度一分二〇秒 一一八・九三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二八三度〇七分五二秒 九・九五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二八三度一分五六秒 七・五七メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二八二度二八分一四秒 五・〇二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二八二度〇〇分三四秒 五・〇六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二八一度二分一五秒 四・九九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二八〇度三二分二八秒 五・一四メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二七八度三〇分三一秒 六・一四メートルの地点

(二) 二工区

次の各地点のうち⑩の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線及び⑰の地点と⑩の地点とを結ぶ平成十年の秋分の満潮位(D・L・十一・九三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑩の地点 ⑨の地点から二六〇度〇四分五三秒 七七・七四メートルの地点

- ⑪の地点 ⑩の地点から二五〇度〇八分五〇秒 四二・四六メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二四九度三三分三五秒 二・六七メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二四九度〇二分一四秒 一〇・〇一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二四八度〇〇分二五秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二四三度五九分三五秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二四一度〇二分〇四秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二四一度三八分一五秒 一・八八メートルの地点

3 面積

九五九・七八平方メートル

四 免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成十一年一月二十五日

2 免許番号

一〇港A第九三号

●香川県告示第四百九十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、観音寺市建設課において平成十六年七月九日から十年間閲覧に供する。
平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十六年七月一日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋武紀

三 埋立区域

1 位置

観音寺市琴浪町一丁目甲四一二七番一に接する市道見卓七号線に接する一の谷川南

けい船岸から同所甲二二九七番二四二に接する市道見卓七号線に接する一の谷川南けい船岸に至る間の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線、⑮の地点と⑯の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位（C・D・L・十三・九一一メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑯の地点を結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院琴弾山三等三角点（北緯三四度〇七分四四・四二一秒、東経

一三三度三八分五〇・七六五秒。）から二二七度二一分二七秒 一、一〇〇・二八メートルの地点

②の地点 ①の地点から七二度三六分三一秒 一四・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一六二度三六分三一秒 〇・六三メートルの地点

④の地点 ③の地点から七二度三六分三一秒 五・一〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三四二度三六分三一秒 〇・六三メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から七二度三六分三一秒 三四・九〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一六二度三六分三一秒 〇・六三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から七二度三六分三一秒 五・一〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三四二度三六分三一秒 〇・六三メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から七二度三六分三一秒 三四・九〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一六二度三六分三一秒 〇・六三メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から七二度三六分三一秒 五・一〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三四二度三六分三一秒 〇・六三メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から七二度三六分三一秒 一五・九〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一六二度三六分三一秒 四・八九メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一六二度三六分三一秒 四・九六メートルの地点

3 面積

五六二・〇六平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成十三年五月三十日

2 免許番号

一二港 A 第六五号

●香川県告示第四百九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 坂土指道 第六号

二 指定 年月日 平成十六年六月二十九日

三 指定道路の位置 坂出市府中町字本村下所五四二八―一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七六メートル

延長 四八・八八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第三百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年八月二十九日まで縦覧に供する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十六年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人瀬戸フィルハーモニー交響楽団

岡市 友利

高松市西宝町一丁目五番地二〇号

三 定款に記載された目的

この法人はあらゆる人々に対して音楽の演奏、並びに教育に関する事業を行い、音楽文化の普及、発展向上に寄与すると共に、地域の音楽を掘り起こし広く世界に発信することによって、地域社会に生活の潤いと活力を生むことを目的とする。

●香川県公告第三百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第七号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ栗熊店 綾歌郡綾歌町栗熊字下河西四五ほか

三 法第八条第一項の規定により綾歌町から聴取した意見の概要

1 駐車場の出入口における混乱を回避し、円滑な出入庫を促すために、来客の誘導あるいは交通安全上重要な地点に交通整理のための人員を配置するなど、適切な措置を講ずること。

2 夜間の屋外照明や広告塔照明の設置において、周辺の住居に直接光が当たることにより、居住者に悪影響を与えることがないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に十分配慮すること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び綾歌町経済課

2 縦覧期間

平成十六年七月九日（金曜日）から同年八月九日（月曜日）まで

●香川県公告第三百七十四号

木田郡牟礼町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。
平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十四年度から平成十五年度まで

二 成果の名称

1 木田郡牟礼町地籍図

2 木田郡牟礼町地籍簿

三 調査を行った地域

大字牟礼の一部

四 認証年月日

平成十六年七月九日

●香川県公告第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）土仏地区）を行うことについて平成十六年六月二十九日認可した。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、坂出市奥池土地改良区の定款の変更を平成十六年六月十八日認可した。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市観音寺町土地改良区から役員の内退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年七月九日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 退任した役員

種別	氏名	住	所	退任年月日
理事	辻 富雄	観音寺市天神町二丁目二番八号	香川県知事	平成一六、六、八
	中山 照重	観音寺町甲二五二七番地		
	矢野 幸治	天神町二丁目一番二二号		
	玉野 敏幸	観音寺町甲二五二九番地		
	藤原 邦男	甲五四三番地二		
	大塚 芳廣	坂本町五丁目一番三〇号		
	田淵 稔	天神町一丁目三番一号		
	藤村 司郎	観音寺町甲二五三九番地三		
	笑子 廣造	八幡町三丁目一番二五号		
	岡部 清	天神町一丁目二番四七号		
	富永 和良	観音寺町甲三四六番地		
	藤村 清	甲一九三七番地三		
	吉田 重典	八幡町三丁目二番三八号		

二 就任した役員

種別	氏名	住	所	就任年月日
理事	辻 富雄	観音寺市天神町二丁目二番八号		平成一六、六、九
	中山 照重	観音寺町甲二五二七番地		
	矢野 幸治	天神町二丁目一番二二号		
	玉野 敏幸	観音寺町甲二五二九番地		
	藤原 邦男	甲五四三番地二		
	藤村 司郎	甲二五三九番地三		
	田淵 稔	天神町一丁目三番一号		
	安藤 敬一	八幡町二丁目四番二四号		

久保 修	坂本町三丁目二番三三号	
岡部 清	天神町一丁目二番四七号	
監事 富永 和良	観音寺町甲三一四六番地	
藤村 清	甲一九三七番地三	
山崎 敬明	八幡町二丁目一番五〇号	

●香川県公告第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区（第二工区）において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真鍋 武 紀

所	在	地番	地目	用途	地積
綾歌郡綾上町大字山田下	二二二六四一	田	田		九九九平方メートル
字蔵廻					

平成十六年七月九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています